

文化 部 活 動 の 在 り 方 に 関 す る 方 針

愛媛県立今治北高等学校

1 はじめに

本方針は、愛媛県及び愛媛県教育委員会が平成30年6月に策定した「愛媛県の運動活動の在り方に関する方針」をベースに、愛媛県の文化活動の在り方に関する方針（以下、県方針という。）を作成することで、生徒の健全な成長と学びを育むとともに教師の業務負担の軽減に資するために定めるものである。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 文化部活動の方針の策定等

ア 校長は、県方針に則り、毎年度、本方針を策定する。

イ 文化部活動の責任者（以下、文化部顧問という。）は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、設置する学校に係る文化部活動の方針及び活動計画等を学校のホームページへ掲載し公表する。

(2) 指導・運営にかかる体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、文化部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し生徒が安全に文化活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部顧問は、文化部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成30年12月に作成した「文化部活動での在り方に関する総合的なガイドライン」及び県教育委員会が平成31年1月に作成した「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」に則り、生徒の心身の健康管理（外傷の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 文化部顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、休養を適切にとることが必要であること、過度な部活動が生徒の心身に負担を与え、様々な活動の機会を奪うことを等しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基盤を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを

十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、分野の特性等を踏まえた合理的、効率的な活動方法を導入する。また、休養を適切に取りつつ効果的な指導を行う。

(2) 文化部活動用指導手引の活用

文化部顧問は、文化部活動に関わる各分野の関係団体等が作成・公開する、文化部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引を積極的に活用して、適切な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

文化部活動における休養日及び活動時間については、成長期にあたる生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠がとれるよう以下を基準とする。

ア 開校日は、週当たり 1 日以上 of 休養日を設ける。(週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。) 考査発表中や考査期間中、また、長期休業中の休養日を含めて、年間を通して、週当たり 2 日に相当する総休養日数を確保するように努める。

イ 1 日の活動時間は、2 時間 30 分程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は 3 時間 30 分程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、重要な大会を控えている時期など、活動時間の延長を校長が認めればこの限りではない。

5 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、活動が生徒の自主的、自発的な参加で行われるものであり、技能の向上や大会成績以外にも多様なニーズに応じた活動を行える文化部を設置するよう努める。

(2) 地域との連携等

ア 校長は、学校や地域の実態に応じて、地域の人々との協力や社会教育施設及び文化施設の活用、各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 校長は、学校の文化部活動が参加する大会・要請・催し等の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、生徒や文化部顧問にとって過度な負担とならないよう、参加する大会を精査する。

7 その他

この本方針は、運動部で作成された方針に準じた形で作成され、運用においても原則として準じるものとする。